

農地法第3条許可申請者の方へ

農地法第3条の許可申請については、耕作目的の農地等の権利移動であり、農地の受け手が農地を効率的に利用するかどうかについて、農業経営の状態、経営面積等を審査して基準に該当する場合のみ許可をしており、不耕作目的での農地の取得等望ましくない権利移動を規制することが、法の趣旨であります。

法の趣旨に基づき、当委員会においては、農地法第3条許可により農地を取得後、すぐに転用、転売することは認めておりませんのでご了承願います。また、農地を有効的に利用していただくためにも、取得してから5年間は耕作していただくようお願いいたします。

守谷市農業委員会